

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成31年3月7日(2019.3.7)

【公開番号】特開2018-197336(P2018-197336A)

【公開日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-048

【出願番号】特願2018-67689(P2018-67689)

【国際特許分類】

C 09 J	7/30	(2018.01)
C 09 J	123/26	(2006.01)
C 09 J	163/00	(2006.01)
C 09 J	11/08	(2006.01)
C 09 J	11/06	(2006.01)
B 32 B	27/32	(2006.01)

【F I】

C 09 J	7/30	
C 09 J	123/26	
C 09 J	163/00	
C 09 J	11/08	
C 09 J	11/06	
B 32 B	27/32	1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月24日(2019.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

接着剤層を有する、封止シートであつて、

前記接着剤層は、変性ポリオレフィン系樹脂(A)、及び多官能エポキシ化合物(B)を含有する接着剤組成物から形成されたシート状物であり、

前記シート状物が下記要件(I)及び(II)を満たす、封止シート。

・要件(I)：前記シート状物の80℃における貯蔵弾性率G'が0.3MPa以下である。

・要件(II)：前記シート状物を120℃の環境下で20分間静置した際の、前記シート状物の1cm³当たり発生するアウトガス量が、20mg/cm³以下である。

【請求項2】

成分(A)の含有量が、前記接着剤組成物の有効成分の全量に対して、15～70質量%である、請求項1に記載の封止シート。

【請求項3】

成分(B)が、多官能脂環式エポキシ化合物及び多官能脂肪族エポキシ化合物から選ばれる1種以上である、請求項1又は2に記載の封止シート。

【請求項4】

成分(B)が、25℃において液体である多官能エポキシ化合物(B1)を含有する、請求項1～3のいずれか一項に記載の封止シート。

【請求項5】

成分(B)が、25において固体である多官能エポキシ化合物(B2)をさらに含有し、

成分(B1)と成分(B2)の含有割合[成分(B1)：成分(B2)]は、100：1～1：1である、請求項4に記載の封止シート。

【請求項6】

成分(B)の含有量が、成分(A)100質量部に対して、25～200質量部である、請求項1～5のいずれか一項に記載の封止シート。

【請求項7】

さらに、粘着付与剤(C)を含有する、請求項1～6のいずれか一項に記載の封止シート。

【請求項8】

成分(C)の含有量が、成分(A)100質量部に対して、1～200質量部である、請求項7に記載の封止シート。

【請求項9】

さらに、イミダゾール系硬化触媒(D)を含有する、請求項1～8のいずれか一項に記載の封止シート。

【請求項10】

成分(D)の含有量が、成分(A)100質量部に対して、0.1～10質量部である、請求項9に記載の封止シート。

【請求項11】

さらに、シランカップリング剤(E)を含有する、請求項1～10のいずれか一項に記載の封止シート。

【請求項12】

成分(E)の含有量が、成分(A)100質量部に対して、0.01～10質量部である、請求項11に記載の封止シート。

【請求項13】

さらに、基材層とガスバリア層とを備えたガスバリア性フィルムを有する、請求項1～12のいずれか一項に記載の封止シート。

【請求項14】

前記ガスバリア性フィルムのガスバリア層と、前記接着剤層とが直接積層した構成である、請求項13に記載の封止シート。

【請求項15】

前記ガスバリア層が、高分子化合物を含み、改質処理が施された高分子層である、請求項13又は14に記載の封止シート。

【請求項16】

有機EL素子、有機ELディスプレイ素子、液晶ディスプレイ素子、又は太陽電池素子を、請求項1～15のいずれか一項に記載の封止シートで封止してなる、封止体。